

平成21年7月10日

国土交通省直轄事業における公共事業の
品質確保の促進に関する懇談会（第1回）

資料1 - 5

総合評価方式の活用・改善等による 品質確保に関する検討について(案)

1. 平成21年度の活動内容(案)

(1) 総合評価方式の改善等

総合評価方式のフォローアップ(年次報告書の作成)

国土交通省における総合評価方式の現況をとりまとめ、公表する。【参考1】

総合評価方式の改善策の評価

平成20年度にとりまとめられた下記の改善策について評価する。

・総合評価方式の手続きの簡素化(実績重視型総合評価方式)

平成20年度2次補正予算成立後、実施した314件について、これに関わった業務量を把握するとともに、新規参入業者への配慮や受注者の偏りについて分析し、フォローアップする。

平成21年度も、上記の観点から引き続きフォローアップを行う。

・工事関連データの提供や、情報交換の場の設置

工事関連データの提供については技術資料作成の負担の大きい工事(WTO対象工事や高度技術提案型など)について、約30件程度で試行する。【参考2】

現場説明会の開催を、WTO対象工事など約15件で試行する。【参考3】

・技術提案の評価(採否)の通知

全ての整備局において、標準型の技術提案については、その採否の通知を実施済み。

九州地方整備局においては、加点評価の有無の通知を実施済み。

(その他の地方整備局は準備が出来次第実施予定)

平成21年度は上記の通知方法について、フォローアップを行う。

総合評価方式における残された課題の試行結果の評価

二段階選抜方式及び事後審査型入札方式について試行し、その結果について評価する。

両方式については、それぞれ10件程度試行する。【参考4、5】

(2) 多様な発注方式

設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式

平成20年度にとりまとめた「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式 実施マニュアル」(平成21年3月 国土交通省)(以下、「マニュアル」という)を踏まえ、両方式の活用を図るとともに、受発注者間のリスク分担に関するフォローアップや、標準契約約款等を作成する。

設計・施工一括発注方式については、高度技術提案型(型)¹を適用する工事において試行する。

詳細設計付工事発注については、高度技術提案型(型)²または標準型で実施する工事のうち、下記に該当する工事について試行する。

現地の地形や地質等の自然条件が特殊であり、仮設工法や掘削工法等の施工者のノウハウを活用する必要がある大規模な橋梁工事やトンネル工事(共同溝工事)いくつもの工事が輻輳する等、現地の工事間の調整について、施工者のノウハウを活用する必要があるダム工事
機械や電気設備等、工場製作が大宗を占める工事 等

[マニュアル「2.1 適用工事」より]

1 高度技術提案型(型)は、施工方法に加えて、工事目的物自体について提案を求める方式。

2 高度技術提案型(型)は、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求める方式。

CM方式の活用について

平成20年度にとりまとめた「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集」を踏まえ、発注者支援型CM方式の普及を図る。加えて発注体制の強化のため、工事の審査・評価に対してCM方式の導入・活用を図る。【参考6】

新たな入札契約制度の導入について

海外における土木分野の調達方法や、国内における土木分野以外の調達方法について調査・整理するとともに、維持管理付工事発注等の新たな入札契約制度の導入について検討する。【参考7】

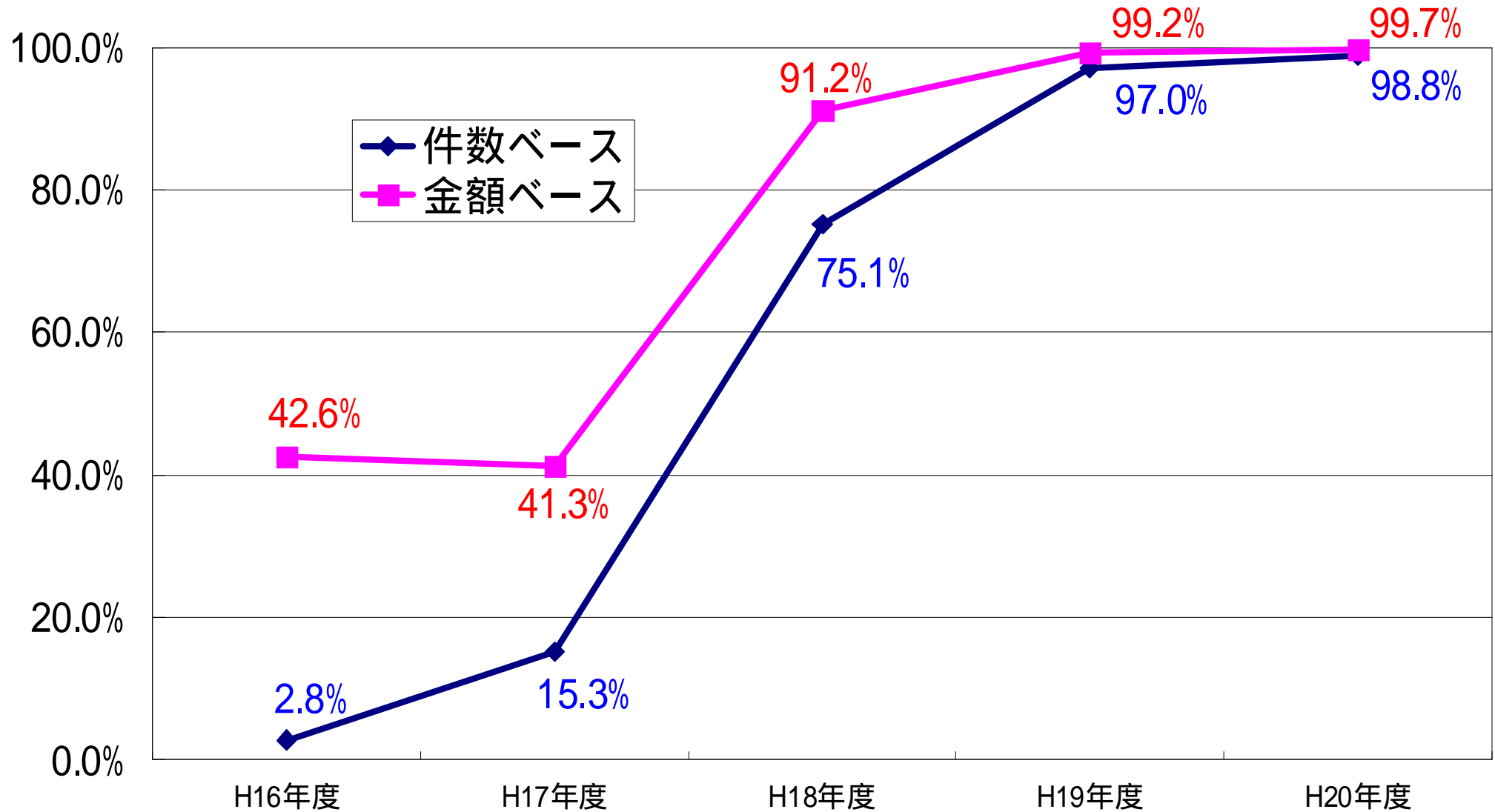
(3) VFMに関する研究

「技術の価値」を明確化するため、技術評価点と予定価格との関係等についてデータ分析や、ヒアリング調査等を行い、技術への対価の考え方について研究する。【参考8】

また、適正な評価項目や評価基準の設定について、具体的な工事を参考に検討を進める。

平成21年度は、トンネル工事について検討する。

【参考1】総合評価落札方式の導入状況(H20年度は速報値)



8 地方整備局で競争入札に付した工事を対象。(金額は当初契約額ベース)

【参考2】工事関連データの提供について

工事関連データの提供については、下記項目のうちいずれかの内容、方法により試行する。

提供データの内容	提供方法
<ul style="list-style-type: none"> ・地質調査報告書 ・設計報告書 ・設計図 ・数量計算書 ・仮設ヤード図 ・ボーリングデータ ・弾性波データ ・湧水量 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙面での複写 ・CD ・ダウンロードシステム ・閲覧

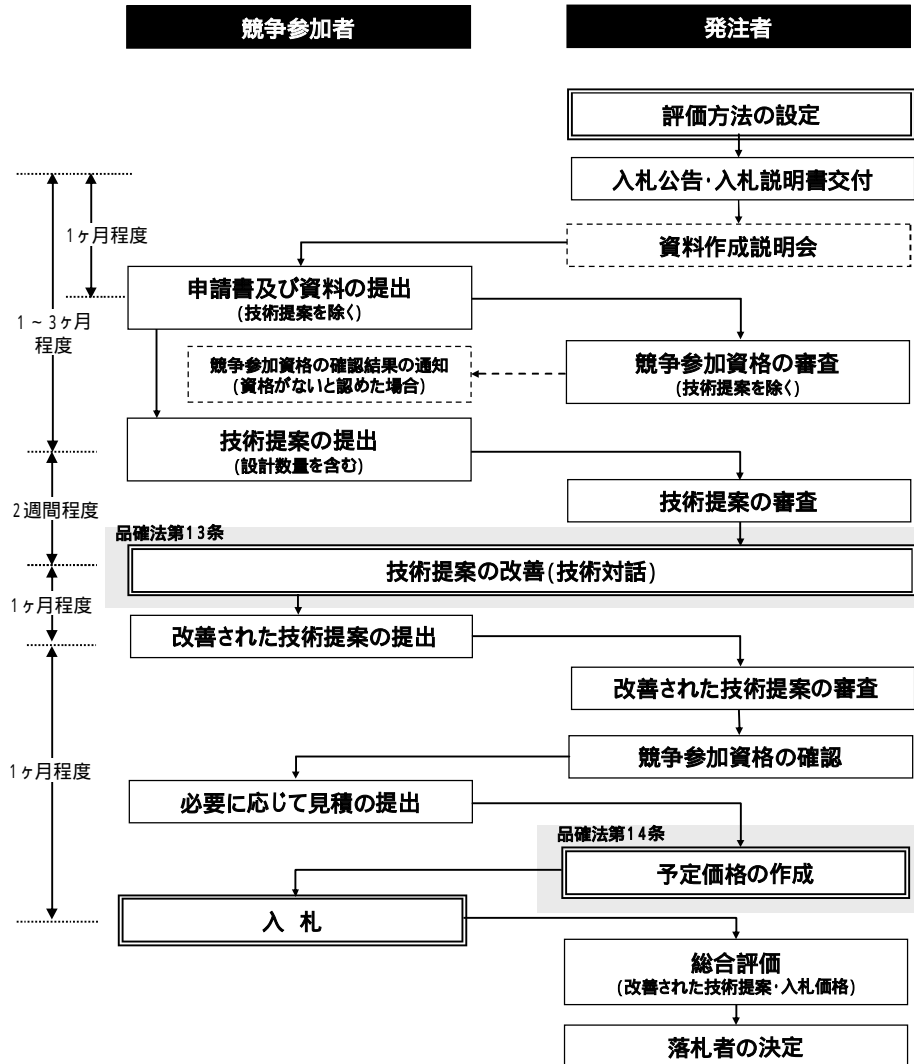
【参考3】情報交換の場の設置

情報交換の場の設置については、下記項目のうちいずれかの工事、方法により試行する。

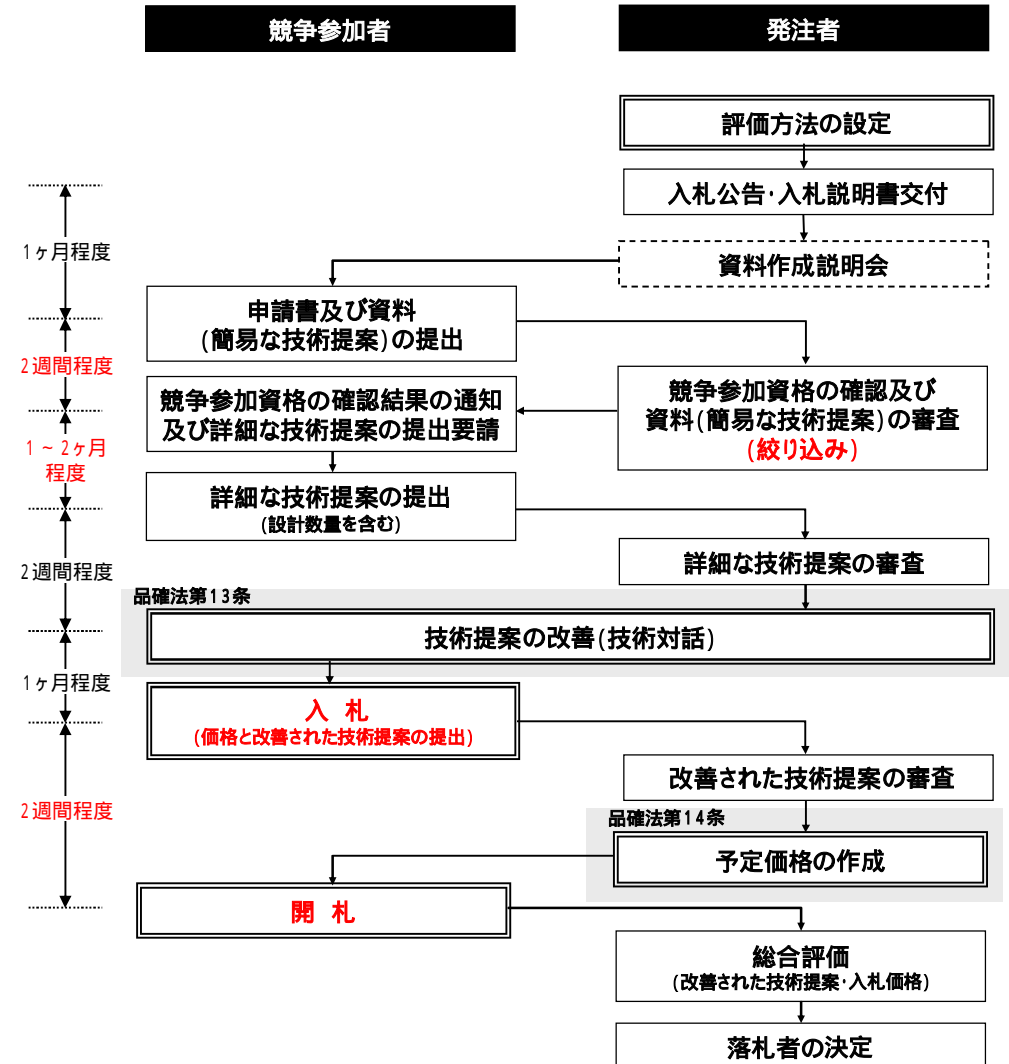
適用する工事の概要	実施方法
<ul style="list-style-type: none"> ・WTO対象工事 ・一般土木Bランク工事 ・歩道橋工事 ・不調・不落が想定される案件 ・技術的難易度の高い(以上)の工事 ・本官工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面談方式 ・2分割以上の集団面接

【参考4】二段階選抜方式について

現行の高度技術提案型のフロー

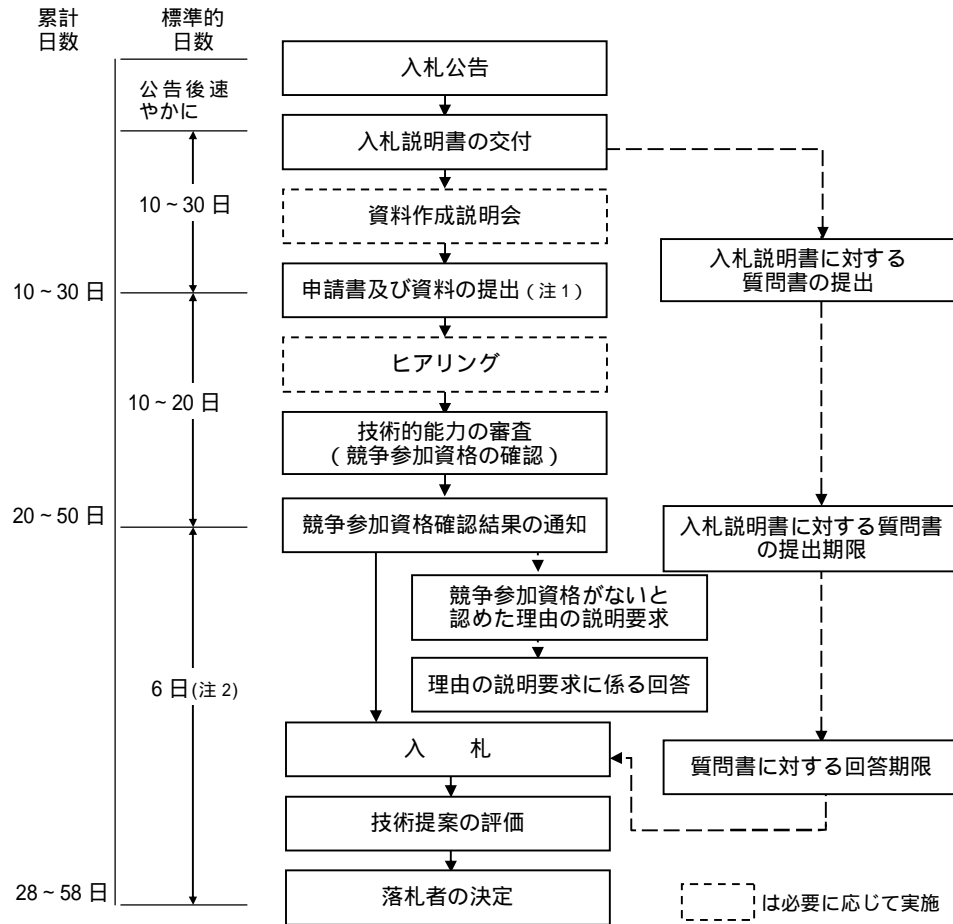


二段階選抜方式を採用した高度技術提案型のフロー



【参考5】事後審査型入札方式について

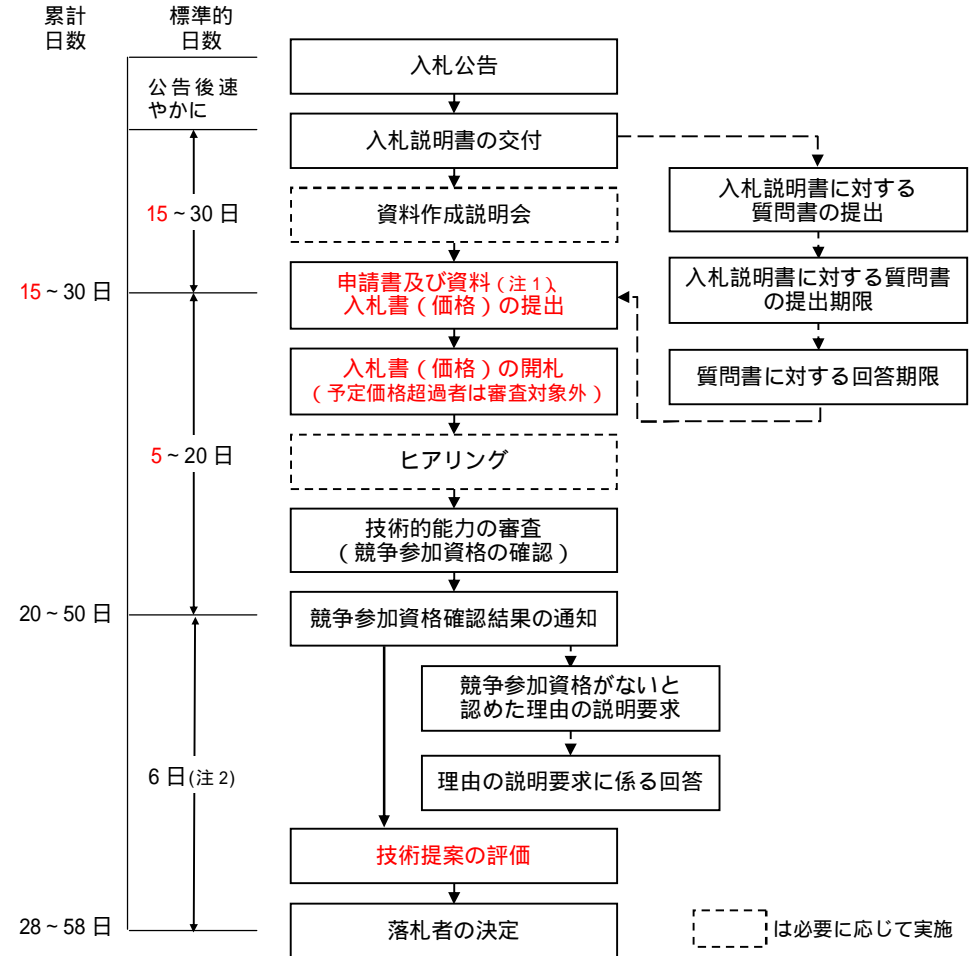
現行の簡易型のフロー



(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。

(注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

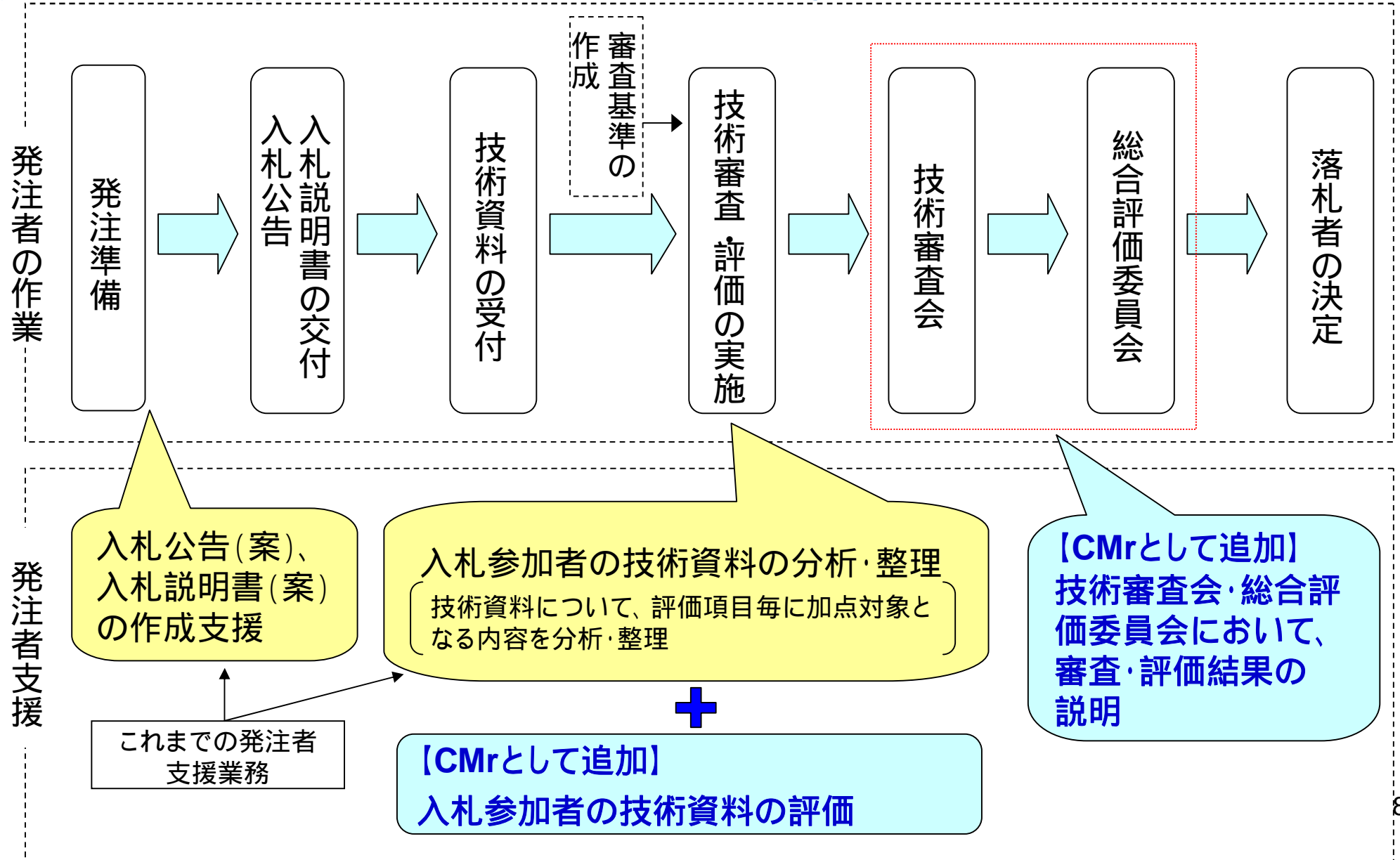
事後審査型入札方式を採用した簡易型のフロー



(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。

(注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

【参考6】発注体制強化のためのCM方式の導入・活用について



【参考7】新たな入札契約制度の導入

海外における土木分野の調達方法や、国内における土木分野以外の調達方法について調査・整理するとともに、新たな入札契約制度の導入について検討する。

海外における契約方式の例(英国道路庁)

E C I (Early Contractor Involvement)	M A C (Managing Agent Contractor)	D B F O (Design, Build, Finance and Operate)
計画から施工までを一括発注する方式	維持管理(日常維持管理及び修繕工事)を複数年発注する方式	建設から維持管理まで一括して契約する方式
<ul style="list-style-type: none"> 従来のデザイン・ビルド契約に比べて期間を短縮する目的とした契約方式。 コンサルタントと建設会社等で構成されるサプライチェーンチームのメンバーが計画段階から参加して、詳細仕様を確定していく。 事業規模が大きく複雑なプロジェクト(発注時に詳細仕様が確定し難い事業)に適しているとされる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の工種や点検業務を複数社に委託する場合に比べ、契約相手先が1社になり契約上の責任範囲が明確になること、受注者側にとっては維持管理業務を一括で委託されることにより、効率的な業務の実施や体制の構築ができることとされる。 なお、契約期間は、5年(2年の契約延長が可能)である。 	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は資金を調達し、道路を建設、供用し、英国道路庁は利用料として、対価を受注者に支払う。 建設から維持管理まで一括して契約を行うため、発注者・受注者双方にとって通常の契約よりリスクが高くなる。 なお、契約は長期間(30年)に及ぶ。

【参考8】VFMに関する研究

1. 目的

公共工事の総合評価落札方式におけるVFMの概念を具体化することにより、評価項目、配点、審査基準等の適正化を図る。

VFMの考え方により、国土交通省直轄工事の総合評価方式においては、原則「除算方式」により評価値の高い者を落札者として決定。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

2. VFMの概念

PFI (Private Finance Initiative) 事業においては、以下のように概念を整理。

支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給する考え方。
従来の方式と比べてPFIの方が事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

(内閣府HP (<http://www8.cao.go.jp/>) より。)

上記PFI事業におけるVFMの算定は、「PFI導入の有無による公的財政負担額の比較」により実施されるのが一般的。

総合評価方式におけるVFMの概念は、「単位価格あたりの技術(品質等)が最大となるもの」であり、技術については数値化(点数化)。

3. VFMに関する研究等の状況

国内におけるVFMについての研究論文は、PFI事業に関するものがほとんど。

公共工事の総合評価方式に関するものは見あたらない。

国外における公共工事の総合評価方式でVFMの考え方を導入しているのは英国。

技術評価点の設定は、担当技術者の裁量。

4. 検討の進め方(案)

公共工事におけるVFMの基本的な概念を整理

(仮説) 技術点の加算割合(満点)が通常想定される予定価格と入札価格の差の割合の同等以上でなければならない。

(仮説) 技術点の加算割合(予定価格)に対する品質確保に対して大きく左右される項目(=評価項目)に関する価格部分の割合と同等以上でなければならない

(仮説) …

過去の事例を基に上記仮説の優位性を評価した上で、具体的な評価項目、配点、審査基準へ反映

総合評価方式の導入実態調査におけるアンケート結果

第16回公共工事の総合評価方式活用検討委員会資料(H21.3.17)より抜粋

総合評価方式の導入に対する具体的な問題意識については、受発注者ともに、「評価結果のバラツキが生じる」ことを課題としてあげている。

事 項	具体的な課題
手続に伴う時間・事務費用	「時間がかかりすぎる」、「事務負担が大きい」、「配置予定技術者が長時間拘束される」
技術提案の審査・評価	「評価結果のバラツキが生じる」、「適正な評価項目選定に苦慮」
評価結果の公表	「評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい」
技術提案の作成費用	「全ての型で費用負担が発生している」、「提案資料作成の費用を回収する方法がない」
施工体制確認型	「低入札でも落札できる場合がある」、「ペナルティが甘い・ない」、「調査基準価格の設定が妥当か(低いのではないか)」
技術提案と予定価格	「技術提案内容が予定価格に反映されない」
地元企業の活用	「さらなる地元重視(評価)が必要」、「競争性が確保されているのか疑問」
受注機会の確保	「受注機会が特定の企業に偏っている」

課題の色分けの凡例

赤字:発注者から回答があった具体的な問題認識(図4~5)のうち、40%以上を占める意見

青字:受注者から回答のあった具体的な問題認識(図6~7)のうち、40%以上を占める意見

緑字:赤字、青字の両方に該当する意見

受発注者に対するヒアリング調査結果

第16回公共工事の総合評価方式活用検討委員会資料(H21.3.17)より抜粋

技術提案の審査・評価

課 題		評価結果のバラツキが生じる	適正な評価項目選定に苦慮
発注者	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> • 技術提案が形骸化してしまう恐れがあることから、配点や評価方法は事務所の判断で設定。 • 事務所間の評価結果のバラツキを小さくするため、整備局等が設置した総合評価審査小委員会で評価方法の方向性を提示。 • 過去の評価結果のデータベース化及びその活用。 • 案件ごとの評価結果のバラツキを小さくし、加算点に見合った技術提案を求める観点から、相対評価ではなく、絶対評価を採用。 	
	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> • 事務所、本庁事業課、技術審査分科会等の多くの目で審査。 • 工事实績等、評価の一部を第三者機関に委託。 	<ul style="list-style-type: none"> • 事例の少ない工事では評価項目の選定に苦慮しているため、国からの事例紹介が必要。 • 評価項目を固定した場合にはバラツキがほとんど出ないが、工事特性に応じた柔軟な運用も必要。
受注者	土工協加盟企業	<ul style="list-style-type: none"> • 評価結果のバラツキは発注者が工事特性に応じて判断した結果と認識。 • 発注者の意図を的確に把握するため、現場説明会等の機会を活用。 	
	全建地方協会・加盟企業	<ul style="list-style-type: none"> • 土木や建築等の分野に係わらず工事成績評定点の平均点を算出・評価しているため、分野別の評価が必要。 	